

## 学 則

### 1 開講の目的

公益財団法人介護労働安定センター香川支部（以下「センター」という。）は、介護に携わる者、または携わろうとする者が、業務を遂行するに必要な知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的とし、本研修事業を実施する。

### 2 研修の名称

公益財団法人介護労働安定センター香川支部  
介護員養成研修介護職員初任者研修（通信）

### 3 課程及び形式

☒介護職員初任者 研修課程（通学・通信）  
☐生活援助従事者

### 4 県内事業所の所在地

香川県高松市寿町 1 丁目 3 番 2 号 日進高松ビル 6 階

### 5 開催期間

4 か月

### 6 開催回数（年間）及び開催時期

年 2 回

| 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|-----|-----|-----|
| ←→  |     |     |     |     | ←→  |      |      |      |     | ←→  |     |

(注) ←→ で時期を明示すること。

### 7 研修内容

別紙「研修カリキュラム・シラバス」のとおり

### 8 講師の氏名及び担当科目並びに専任又は兼任の別

別紙「講師一覧表」のとおり

### 9 研修実施場所

香川県社会福祉総合センター（高松市番町一丁目 10 番 35 号）

講義 研修室 介護実習室 和室

演習 介護実習室

特別養護老人ホームきやま （坂出市川津町 1986-8）

講義 会議室

演習 地域交流室 特別浴槽室（細目名 9(9)「入浴、清潔保持に関連した  
ところとからだのしくみと自立に向けた介護」のみ）

サービス付き高齢者向け住宅ハイ・フォロー高松東 （高松市新田町乙 8）

講義 研修室

演習 研修室

- 1 0 受講対象者 介護に携わる、又は携わろうとすることを希望する者。
- 1 1 受講定員 20 人（但し、「サービス付き高齢者向け住宅ハイ・フォロー高松東」会場の場合は、15 人とする。）
- 1 2 受講手続及び本人確認の実施方法
- (1) 受講者募集  
センターのホームページへの掲載及び関係団体や近隣の介護保険施設及び障害者支援施設等への通知により、広く周知を図る。
  - (2) 受講申込みと受講申込み完了  
受講希望者は、指定の申込用紙に必要事項を記載し、FAX、メール、郵送にて送付する、あるいはホームページ上での申し込みも可。受講料は、センターから送付される入金案内に従って振り込みをする。受講料の入金が確認できた時点で受講申込みの完了とする。受講料等の支払いを受けた場合の領収は、振込票が領収となる。
  - (3) 受講決定通知  
定員を超える申し込みがあった場合は、申し込み順により決定する。  
受講申込みの完了となったら、入金確認と受講決定通知書を送付する。  
受講申し込みの際に申告した書類に虚偽の記載があった場合には、受講を取り消す。
  - (4) 本人確認について  
受講決定通知書において「開講日の受付時に、運転免許証や健康保険証等、身分を証明できるものの提示を求める」旨を記載し、当日本人確認（運転免許証・健康保険証・パスポート・その他）を実施する。
- 1 3 科目の一部免除の取扱いと手続き 科目の免除は行わないものとする。
- 1 4 受講料、教材費等、受講者が負担すべき費用
- (1) 受講料 80,000 円（税込）
  - (2) テキスト代 6,160 円（税込）  
研修で使用するテキストは、次のとおりとする。  
[発行元]公益財団法人介護労働安定センター  
「介護職員初任者研修テキスト」①～④ （令和 6 年 3 月改訂版）
- ※ 徴収方法及び返還に関する規程
- ① 支払われた受講料について、講習開講日から起算して 14 日前以降は、原則として返金しない。
  - ② 応募者が定員に満たない等、公益財団法人介護労働安定センターの事由にて研修を中止する場合には、支払いを受けた受講料等を全額返還する。
- 1 5 実技評価の方法等 別紙「実技評価基準等」のとおり
- 1 6 修了評価の方法等 別紙「修了評価基準等」のとおり
- 1 7 未修了者又は辞退者の取扱方法及び費用等

やむを得ない理由での未修了、自己都合による未修了及び辞退者においては、介護職員初任者研修課程を修了することはできない。

- (1) やむを得ない理由での未修了となる場合の取り扱い方法  
本人が希望する場合は、補講を別途設定し実施する。補講を行った場合の費用は1時間5,000円(税込)が必要となる。
- (2) 費用について  
一旦納付された受講料及びテキスト代はいかなる理由があっても返金しない。

#### 18 補講を実施する場合の実施方法及び費用等

- (1) 補講について  
修業年限8月以内に修了する。やむを得ない場合は、1年4月以内とする。この期間を超えての補講は認めない。
- (2) 費用について  
やむを得ず、補講を行った場合の費用は1時間5,000円(税込)が必要となる。
- (3) 所定の修了評価基準を達成できなかった場合の補講について  
補講を実施するとともに、再度修了評価を行う。また、修了時の評価ポイントに示す技術等の習得が不十分な場合についても必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。この場合の費用は発生しない。
- (4) 欠席、遅刻、早退等について
  - ① 受講者が研修を欠席、遅刻、早退する場合は、事前又は速やかに必ず「届」及び当該欠席、遅刻、早退の理由を証明する書類を提出するものとする。
  - ② 欠席、遅刻、早退により研修を受講しなかった時間については、未履修とする。原則として補講は設定しない。ただし、未履修となったカリキュラム(時間)について、センターがやむを得ない事由があると認め、かつ修了する意欲のある者に対しては、研修時間数(実習、演習を除く)の概ね1割を上限として研修修了日までに補講を設定することができる。

前項に規定する「やむを得ない事由」とは、社会通念上の次の事由をいうものとする。

- ① 病気、怪我(証明できる書類の提出を求めるものとする)
- ② 天災地変、台風
- ③ 交通途絶及び交通機関等のストライキ
- ④ その他真にやむを得ない事由としてセンターが認めるもの

#### 19 問合せ・申込み先

公益財団法人 介護労働安定センター香川支部  
香川県高松市寿町1丁目3番2号 日進高松ビル6階  
TEL 087-826-3907 FAX 087-826-3908  
Email [kagawa@kaigo-center.or.jp](mailto:kagawa@kaigo-center.or.jp)

#### 20 情報の開示を行うためのインターネット上の事業者のホームページアドレス

<http://www.kaigo-center.or.jp/>

なお、情報開示は、香川県介護職員初任者研修実施要綱号等に基づき行うものとする。

#### 21 その他

(1) 損害保険料

原則として、実地研修にかかる受講生の損害保険料は公益財団法人介護労働安定センターが経費として計上するため受講生からの徴収はしない。

(2) 研修の中止又は延期

センターは天災その他やむを得ない事由により、研修の実施が困難と判断した場合は、研修の中止又は延期の、措置をとることとする。研修を中止又は延期した場合、センターは新たな日程を設定するなど最善の措置を講じることとする。